

パラサイクリング・アンチ・ドーピング規則

本規程は、UCI（世界自転車競技連合）以外のアンチ・ドーピング機関が発議し、UCI アンチ・ドーピング規則 に拠らずにドーピング・コントロールが行なわれる際に、WADA（世界ドーピング防止機構）の世界ドーピング防止規程および検査に関する国際基準、JADA（日本アンチ・ドーピング機構）の日本ドーピング防止規程、JCF（日本自転車競技連盟）のドーピング・コントロール規則を、パラサイクリング競技の現場において補完するものである。パラサイクリング競技への参加者は、たとえ自分の競技結果、自分の健康状態に何の影響もないと考えていようとも、禁止物質ならびに禁止方法等を行使用してドーピングを行わないという確約が求められている。

1. 当アンチ・ドーピング規則はすべての本連盟ライセンス保持者（登録者）に適用する。さらに、当規則は以下に規定するその他の競技者、競技者支援要員、または組織その他団体（以下“人”という）にも適用する。

(1) 競技者、コーチ、トレーナ、監督、チーム監督、チーム・スタッフ、代理人、役員、医療スタッフまたは親を含むいかなる資格においても、ライセンスを所持しないで自転車競技会に参加する人

(2) クラブ、トレードチーム、国内連盟、その他の組織の枠組みから、準備または競技者支援のために、ライセンスを所持しないでスポーツ競技に参加する人
(競技会時検査)

2. 国際競技大会

(1) 日本国内で開催される国際競技大会における競技会時検査を UCI が発議し、日本自転車競技連盟、本連盟に検査の管理を要請した場合、当該大会に参加する競技者は、UCI アンチ・ドーピング規則の下に行なう競技会時検査を受けなければならない。

(2) 日本国内で開催される国際競技大会における競技会時検査を UCI が発議しない場合、日本自転車競技連盟、本連盟は競技会時検査を発議し、管理する権限がある。この場合、当該大会に参加する競技者は、UCI アンチ・ドーピング規則の下に行なう競技会時検査を受けなければならない。

(3) UCI 以外のアンチ・ドーピング機関が国際競技大会における検査実施を望み、UCI の同意がない場合、この機関は世界ドーピング防止規程条項 15.1.1 の条件下に世界アンチ・ドーピング機構(以下 WADA という)よりこの検査を行う権限を与えられる。この場合、ドーピング・コントロールはそのアンチ・ドーピング機関によりその規則に従って実施される。

3. 国内競技大会

国内競技大会に参加する競技者は、日本自転車競技連盟、本連盟または日本アンチ・ドーピング機構（以下 JADA という）その他のアンチ・ドーピング機関が競技会時検査を発議し、管理する場合、その検査を受けなければならない。この場合、ドーピング・コントロールは JCF、JPCF および JADA の規則に従って実施される。

(競技会外検査)

4. 競技者は、資格停止または暫定的資格停止に服している期間および引退状態から競技への復帰に先立つ期間中を含み、競技会外検査に服さなければならない。UCI または JCF、JPCF が競技会外検査を発議し、実施する場合、ドーピング・コントロールは UCI アンチ・ドーピング規則の下に行なわれる。UCI/JCF/JPCF 以外のアンチ・ドーピング機関が競技会外検査を発議する場合、ドーピング・コントロールはそのアンチ・ドーピング機関によりその規則に従って実施される。

(スポーツからの引退)

5. 結果管理過程の進行中にライセンス保持者が自転車競技から引退する場合、結果管理手続きまたは聴聞手続き実施中のアンチ・ドーピング機関は、当該結果管理および/または聴聞過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、ライセンス保持者が結果管理過程の開始前に引退する場合、ライセンス保持者が アンチ・ドーピング規則に違反した時点においてライセンス保持者の結果の管理に責任を持っていたアンチ・ドーピング機関が、UCI の欠席管轄権を損なうことなく結果の管理を実施する権限を有する。

(ドーピングの定義)

6. ドーピングとは、次項に定められた一つまたは複数のアンチ・ドーピング規則違反が発生することをいう。ライセンス所持者は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質と方法を知る責任を負わなければならない。

7. 以下に掲げるものがアンチ・ドーピング規則違反を構成する：

- (1) 競技者の生体からの検体に、禁止物質、またはその代謝物またはマーカーが存在すること。
- (2) 競技者が禁止物質・禁止方法を使用すること、または使用を企てること。
- (3) 検体採取を回避すること、または当アンチ・ドーピング規則下に権限を与えられた通知を受けたあとに、検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を回避すること。
- (4) 競技者が競技会外検査への競技者の参加に関する適切な要請に違反すること。検査未了の回数または居場所情報未提出の回数、UCI または競技者を所轄するアンチ・ドーピング機関により決定された 18 ヶ月以内の期間に単独でまたはあわせて 3 度に及んだ場合には、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。
- (5) ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、または不当な改変を企てること。
- (6) 禁止物質および禁止方法を保有すること。
- (7) 禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を実行し、または不正取引を企てること。
- (8) 競技会時において、競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、またはアンチ・ドーピング規則違反を伴う形で支援し、助長し、援助し、教唆し、隠蔽し、もしくはその他の形で

違反を共同すること、またはこれらを企てること。禁止物質もしくは禁止方法を投与することは、当アンチ・ドーピング規則に従って定められた TUE(治療 使用特例)に関する条項に合致する限りにおいて、アンチ・ドーピング規則違反とはみなされない。

(禁止表)

8. 当アンチ・ドーピング規則は、WADA により規程第 4.1 条に記述されるように発行され改訂される禁止表を包含する。

(治療使用特例)

9.

(1) 治療使用特例 (TUE) とは、他の状況では使用が禁止される禁止表上の物質または方法の、治療目的のための使用の許可であり、UCI アンチ・ドーピング規則の第 IV 章に定められる条件と手続きに従って認められる。禁止物質と禁止方法の存在、使用、保有または投与の許可のためには、他の状況下では前述の 7 項の下にアンチ・ドーピング規則違反に帰せられるこうした存在、使用、保有または管理は、その第 IV 章に従って与えられ認められる TUE に一致していなければならない。

(2) 禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある旨の文書を所持している競技者は、禁止物質または禁止方法の使用、保有または投与に先立って、治療使用特例 (TUE) を取得しなければならない。

(3) UCI の検査対象者登録リストに含まれる競技者は、JADA から TUE を受取っていたとしても、UCI から TUE を取得しなければならない。

(4) UCI の検査対象者登録リストに含まれない競技者は、JADA から TUE を取得しなければならない。

(治療使用特例 (TUE) の付与に関する基準)

10. TUE は、下記の基準が厳格に満たされている場合のみ付与される。

(1) 承認を必要とするときより 21 日前までに TUE の申請を、UCI の提供する書式により競技者が行っていること。

(2) 急性または慢性の病状を治療する過程において禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に、当該競技者が深刻な障害を受けること。

(3) 当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の強化(ただし、正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く。)が生じないこと。禁止物質または禁止方法を用いて「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、妥当な治療措置であるとは見なされない。

(4) 当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。

(5) 当該禁止物質または禁止方法を使用の必要性は、当該禁止物質または禁止方法の治療目的以外で 全面的または一部使用したことの継続となっていないこと。

(6) TUE の申請が事後承認であると見なされないこと。ただし、下記いずれかの条件が満たされている場合は、この限りではない。

① 緊急治療または急性病状の治療が必要である場合

② 不測の事態につき、競技者が申請を請求する時間的余裕がなかった場合、または、TUEを承認する機関が申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合。

11. TUEの申請を行う場合には、相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならず、この証明書では、競技者の治療における当該禁止物質または禁止方法の必要性を証明するとともに、使用の認められている代替薬剤を治療に用いることができない理由、または用いることができなかった理由を記載しなければならない。当該禁止物質または禁止方法の投与量、投与頻度、投与経路または投与期間は、具体的に明記しなければならない。変更がある場合は、新しい申請書を提出しなければならない。

(TUEの有効期限)

12. 各TUEの有効期限は、治療目的使用の承認証明書に異なる期間が示されない限り、1年間とする。

(居場所情報)

13.

(1) 検査対象者登録リストに含まれた競技者は、アンチ・ドーピング委員会から検査対象者登録リストから除外されたことを通知されるまで、居場所情報を更新連絡することを要請される。

(2) UCIに自転車競技からの引退を通知し、そして国際水準の競技への復帰を望む競技者は、少なくとも6ヶ月前にUCIに通知しなければならない。この競技者は検査対象者登録リストに含まれ、彼が居場所情報を提供し、事前非通知競技会外検査対象となる4ヶ経過後でなければ、国際水準競技会に復帰できない。競技者による競技復帰前の居場所情報提供期間における検査未了ごとに、この期間は1ヶ月延長される。

(3) 検査対象者登録リスト上の各競技者は、当該競技者の次期四半期中の居所について正確で完全な情報を提供する四半期報告書を、その四半期中のいかなる時にも検査に臨めるように、提出しなければならない。

(4) 競技者は、次期四半期におけるそれぞれの日において、検査のために指定された場所に出頭可能な、午前6時から午後11時の間の指定された1つの60分の時間枠を、居場所情報提出において詳細に指定しなければならない。これは時と場所とを問わずに検査に応じるべきであるという競技者の義務をいかなる意味においても限定するものではない。

(5) 競技者が居場所情報提出において提供した居場所情報が、いかなるアンチ・ドーピング機関もその四半期中の定められた日に、提出した居場所情報においてその日に指定した60分間の時間帯を含み、かつその時間帯に限定せず、彼を検査のために位置確認することができるよう正確で十分なものであることを(必要であれば更新を含み)保証することは、競技者の義務である。競技者によりまたは競技者を代理して事前に提出された情報がもはや正確かつ完全ではないことを意味する変更があるとき、競技者は、ファイル中の情報が再び正確、完全で十分な詳細となるよう、居場所情報提出を更新しなければならない。彼はこ

の更新を可及的速やかに、いずれにしてもファイル中のその日の 60 分間の時間枠以前に、行わなければならない。

14. 検査未了

(1) 検査対象者登録リスト上の競技者は、当該四半期内の指示された日に、彼の居場所情報提供において指定したその日の 60 分時間枠に、その提出においてその競技者が指定した時間枠における居場所において、その競技者の競技会外検査を行う管轄権を持つアンチ・ドーピング機関による検査に臨み受けなければならないことは明白である。この検査を受けなかった場合は、検査未了に該当し、結果として 7.(4) の目的における居場所情報義務違反を構成する。

(2) 競技者が、自らの居場所情報提出において特定したその日の 60 分時間枠中に、指定された場所において検査に応じることができず、かつ、その日における代わりの時間枠/場所を提供するために当該 60 分時間枠以前に居場所情報提出を更新しなかった場合、彼がその日遅くに臨み、彼から検体が無事採取されたとしても、当該不更新は検査未了に該当し、結果として 7.(4) の目的における居場所情報義務違反を構成する。

(3) 居場所情報未提出は、競技者が要求される提出を怠った四半期の最初の日、または、同一四半期中にそれに引き続く居場所情報未提出は、先の居場所情報未提出修正のために指定された期限が満了した日に発生したとみなされる。

15. 検査と検査の実施者

(1) 検体は、当アンチ・ドーピング規則により採取され、分析されなければならない。

(2) ドーピング・コントロール・オフィサーは検査実施現場での責任者でなければならない。UCI または JCF がコミセールをドーピング・コントロール・オフィサーとして指名するとき、後者はアンチ・ドーピング・インスペクタの肩書きをつけてよい。

(3) 検査は、規則の本章に従って、ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタ、またはドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタの単独により実施される。

(4) 下記の場合、JCF が 2 名以上のドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)を指名する。

① UCI の指定による B リスト(国内連盟が DCO を指名する大会のリスト)の大会時の検査；

② 2.(2)により UCI から権限を得た国内連盟による、大会時の競技会時検査；

③ UCI から競技者に対して実施する権限を得た国内連盟による競技会外検査。

(5) メディカル・インスペクタは、競技後検査のために指名されなければならない。メディカル・インスペクタは他のすべての検査にも指名されてよい。メディカル・インスペクタが指名されている場合、メディカル・インスペクタは、手続ガイドラインに記述される検体採取の責任者である。

(6) メディカル・インスペクタは、DCO としての訓練を受け、または検体採取の経験のある

医師でなければ ならない。

(7) メディカル・インスペクタは JCF が指名するものとする。レース医師を、その大会の検査のためのメディカル・インスペクタとして指名できない。

(8) メディカル・インスペクタが指名されている場合、ドーピング・コントロール・オフィサーの手が空いていないときは、メディカル・インスペクタがドーピング・コントロール・オフィサーの役を務めなければならない。

(9) ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタは、シャペロンおよびブラッドコレクション・オフィサーを含み、これらに限定しない他の人たちが適任と思われるなら、彼らを検体採取の助手として指名してよい。

(10) ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタは、彼らによって任命された他の人の役を務めてよい。

(11) UCI、または JCF/JPCF は、他のアンチ・ドーピング機関または有資格の研究機関や会社により実施される検査を手配できる。ドーピング・コントロール・オフィサー、メディカル・インスペクタ、ブラッドコレクション・オフィサー、シャペロンおよび検体配達の人となる人の職務は、指名された機関、研究機関または会社によりその目的で指名された人（複数または単数）により実行されなければならない。しかし、競技後検査における検体採取時の監視者は医師または看護師でなければならない。

16. 検査の実施

(1) 競技会時および競技会外において、検査を随時、随所で通告なしに実施できる。

(2) UCI は、場所、時間および検査対象競技者について、または検査を行なう国内連盟に権限を与えることについて決定をするものとする。ドーピング・コントロール・オフィサーは、彼が指定された場所、時間において見つけた他の競技者を検査することができる。

(3) 検査は、競技者のプライバシーが保証され、可能であれば検体採取時にドーピング・コントロール施設としてのみ使用される場所で実施する。

17. 競技者への告知

(1) 可能なときはいつでも、検査は、事前通告なしでなければならない。

(2) 競技者を、通知様式を用いて検査に招請する。

(3) 競技者は本人に通知されなければならない。しかしながら、競技会時に競技後検査の枠外で通知が行われる場合、通知が行われる場所において競技者の監督またはクラブ代表者が見つけれられた場合にはいつも、こうした通知が検査実施に役立つならば、競技者にはそのチーム監督またはクラブ代表者を介して正式に通知してよい。通知様式上のチーム監督またはクラブ代表者の署名は競技者を拘束するものである。

(4) 競技者、17.(3)の場合にはそのチーム監督またはクラブ代表者は、通知書の原本に署名しなければならない。競技者、そのチーム監督またはクラブ代表者が通知受領の署名を拒絶する場合、または通知を逃れようとする場合、シャペロンはこのことを用紙に記入しなければならない。

(5) 世界選手権大会においては、チーム監督またはクラブ代表者は、その競技者に可能な限り迅速に連絡できるように、競技者の所在を示せるよう、常にひとところにいなければならない。

(6) 事前通告なしの検査の通知を受けた競技者は、本人への通知を受けた瞬間から検体採取完了までの間、シャペロンの視界内に留まらなければならない。常時シャペロンが競技者を監視できなかった場合、このことをシャペロンは記録しおよび/またはドーピング・コントロール・オフィサーに報告しなければならない。

(7) ドーピング・コントロール・オフィサーは、検体採取の競技者が出頭すべき期限を、状況を考慮して設定しなければならない。検体採取は可及的速やかに開始しなければならず、異常な状況下を除いて、競技者（または 17. (3) の場合にはチーム監督またはクラブ代表者）が通知を受けてから 1 時間以内とする。正当と理由付けられる例外的状況の場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは、緊急の優先事項をドーピング・コントロール施設への手続き前に行いたい旨の競技者からの要求を認めてよい。競技者が連続的な監視を受けることができない場合には、その要求を拒否しなければならない。

18. 随行者

(1) 競技者には、尿検体採取時を除き、検体採取過程において競技者が選択する 1 名の者および 1 名の通訳が付き添うことができる。

(2) 未成年競技者、および立会人となる人の権利として、未成年競技者が尿検体を排出している時に随行者が立会人を監視できるが、未成年競技者にそのように要請されなければ、随行者なしで検体の排出を直接監視する。未成年競技者が随行者を辞退するとき、ドーピング・コントロール・オフィサー、シャペロンまたは立会人は、通知中および/または競技者からの尿検体採取中に第三者を指名できる。

(3) 競技者、随行者および通訳、さらに彼らが持ち込むすべての物を検索できる。

19. 検体採取の出頭とその期限

(1) 競技者が出頭期限までにドーピング・コントロール施設に出頭しなかった場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは各自の判断において競技者への接触を試みるかどうかを判断することができる。

(2) 競技者が、出頭期限内に出頭することを妨げられることが予想された場合、あらゆる可能な手段を用いて、ドーピング・コントロール・オフィサーに通知することを試みなければならない。

(3) 最低でも、ドーピング・コントロール・オフィサーと、メディカル・インスペクタ（もしいる場合）は、出頭期限から 30 分待って検査場所を離れることができる。

(4) 最低待ち時間以降でドーピング・コントロール・オフィサーおよび/またはメディカル・インスペクタがまだいる間に、競技者がドーピング・コントロール施設に出頭してきた場合、彼らまたは彼は可能な限り検体採取処理を行い、競技者がドーピング・コントロール施設への出頭が延着した詳細を記録すること。

(5) 競技者の随行者または通訳の到着を待つために検体採取を遅らすことはできない。

(6) 競技者は、ドーピング・コントロール・オフィサーに承認され、ドーピング・コントロール・オフィサーまたはシャペロンによる継続的な監視下にある場合のみ、ドーピング・コントロール施設を離れることができる。正当と理由付けられる例外的状況の場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは、競技者が検体を提供できるようになるまで、競技者がドーピング・コントロール施設を離れる合理的な要求を配慮しなければならない。ドーピング・コントロール・オフィサーが競技者にドーピング・コントロール施設を離れる承認を与える場合、ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者と下記について合意しなければならない：

① 競技者がドーピング・コントロール施設を離れる目的；

② 戻る時間（または合意された活動の終了時に戻ること）；

③ 競技者は常時監視され続けること；

④ 競技者はドーピング・コントロール施設に戻るまで、放尿しないものとする

こと
ドーピング・コントロール・オフィサーは、この情報と競技者が離れた時間、戻った時間を書類で立証しなければならない。

(7) ドーピング・コントロール・オフィサーは、当手続ガイドライン下に要求される検体を競技者が排出するまで、ドーピング・コントロール・セッションを続けなければならない。

(8) 手続ガイドライン下に要求される検体が採取される前に、19.(6)に従った承諾なしに競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合、この競技者は検査を拒否したとみなされ、制裁を招く。

(9) 検体が採取された後、すべての正式手続が完了する前に、競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合は、この検査は有効とみなされる。

(10) ドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタが、競技者が検査される前に競技者を放免したり検査を終了した場合には、当該競技者は検体採取に選定されなかったものとみなされ、ドーピング・コントロール施設を離れたことによるアンチ・ドーピング違反を犯したこととならない。

(11) 19.(1)から(10)の項目に該当することは、記録しなければならない。

20. 変則事態

(1) 競技者および/または競技者の関係者による当規則または適用する手続きガイドラインから逸脱する行動、または検体採取に関する潜在的危険性を伴うその他すべての変則事態は記録しなければならない。

ドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタは、順守不履行により起こり得る結果について、可能であれば競技者または他の人に知らせなければならない。

(2) 検体の出所または真正に疑いのある場合、または検体が手続ガイドラインの要求を満たさない場合、競技者に追加またはさらに別の検体を要求しなければならない。競技者が

追加検体の提供を拒否する場合、これはドーピング・コントロール・オフィサーが記録しなければならない。追加検体の提供拒否は、検体採取に従うことへの拒否とみなされる。

21. 文書作成

(1) ドーピング・コントロール・オフィサーは、競技者に検体採取セッションがどのように実施されたかなどの懸念に関し文書化する機会を提供しなければならない。

(2) 検体採取セッションの終了時に競技者とドーピング・コントロール・オフィサーは、競技者の懸念の記録を含め、競技者の検体採取セッションの詳細を正確に反映した記録文書に満足を示した適切な文書に署名すること。競技者が未成年の場合、競技者の代理人(もしいる場合)と競技者双方は文書に署名しなければならない。競技者の検体採取セッションにて正式な役割を果たしていたその他の人物も執行手続きの承認として文書に署名してもよい。

ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者により署名された検体採取セッションの記録のコピーを提供しなければならない。

(3) 競技者は、検査用紙に自分の署名を付すことにより、競技者により記録された懸念事項を条件として、以下の事項を確認しなければならない：

- ① 検査が適切な標準と規則に従って実施されたこと
- ② 以降の苦情申し立てはまったく許されないこと
- ③ この検査用紙のコピーを受領したこと

(競技後検査セッション)

22. 自転車競技における競技後検査セッションは以下の条項による。

(1) 検査を実施するステージ・レースにおいては、JCF/JPCF が別に定めない限り、競技後検査セッションは各ステージ後に行なわなければならない。

(2) 国内競技大会において JCF/JPCF は、競技後検査実施の実務的側面について主催者に義務を課し、必要な人員を指名する。

(3) JCF/JPCF は、メディカル・インスペクタが男性である場合は女子選手からの検体採取の立会人として女性看護師も、メディカル・インスペクタが女性である場合には男子選手からの検体採取のために男性看護師も指名するものとする。

(4) 検査実施場所により必要な場合で JCF の責任を損なわないような場合、ドーピング・コントロール・オフィサーはメディカル・インスペクタおよび/または看護師を現場で指名でき、またはドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタは単独で、適当な場合競技者と同性の者を検体採取の証人として指名する条件で競技後検査を実施できる。

(5) 付表 10-2 および 10-3 に実質的に従った検体採取に適した施設を、フィニッシュ・ラインのすぐ近くに設けなければならない。フィニッシュ・ラインからこの場所までの行き方を、案内標識を用いて明瞭に表示する。

(6) ドーピング・コントロール・オフィサーの要求があった場合には、主催者は、ドーピン

グ・コントロール施設への入口を警護して、検査に関係ない者の立ち入りを防止するための職員を任命しなければならない。

(競技後検査セッションにおける検査対象競技者の選定)

(7) 原則として付表 10-1 に従い検査対象競技者を選定する。しかし、この表によらずに他の競技者が検査を受けた状況にあっても、その競技者の検査は無効とならない。

(競技後検査セッションにおける競技者への告知)

(8) いずれの競技者(競技を棄権した競技者を含む)も、競技後に自分が検査を受けるよう選定されるかもしれないことを承知していなければならない。そして、以下に明記されるように、検体採取のために出頭することを要求されるかいなかにかかわらず、個人的に保証することについて責任がある。

競技者が万一、彼がフィニッシュラインを越えた後 10 分以内にシャペロンにより通知されなかった場合、その競技者は、検体採取のために出頭することを要求された競技者のリストが掲示される場所またはドーピング・コントロール施設の場所を突き止め、そこに行かなければならない。レースを棄権した競技者は直ちにドーピング・コントロール施設に行かなければならない。シャペロンによる通知のないことは、競技者が適切な時間にドーピング・コントロール施設に出頭しないことを容赦するものではない。

(9) 可能な場合はいつもシャペロンにより競技者に通知するものとする。主催者は最少 1 名のシャペロンを検査に選定された競技者のために提供することを要請される。

(10) シャペロンは競技者の近くにとどまり、常時彼を観察し、ドーピング・コントロール施設まで随行しなければならない。検体採取を通知されてから完了するまでの間常に競技者はシャペロンの視界に留まらなければならない。競技者の補助者は、競技者を常時監視するシャペロンを妨げてはならない。

(11) 集団スタート・ロード・レースの場合、主催者およびドーピング・コントロール・オフィサーは、検体採取に出頭要請される競技者のリストを、フィニッシュ・ラインならびにドーピング・コントロール施設の入口の直近に、優勝者がフィニッシュする前に掲示することを、確実にしなければならない。競技者は、レースのフィニッシュまたは棄権の直後に、競技者に通知するためにシャペロンが待機している場所を確認し、そこに行かなければならない。競技者がフィニッシュライン通過後 10 分以内にシャペロンにより通知されなかった場合、競技者は直ちに、リストが掲示してある場所を確認して行くか、またはドーピング・コントロール施設に行かなければならない。シャペロンにより通知されないことは、競技者が適切な時間にドーピング・コントロール施設に出頭しないことを容赦するものではない。

(12) 競技者を、検体採取に出頭要請される競技者リスト上において、その氏名、ゼッケン番号または順位によって特定しなければならない。

(13) いかなる競技者も、掲示されたリストに自分のゼッケン番号または順位がなかったとしても、もし他の方法で特定されていたり、もし自分が検体採取に出頭を要請されていたこ

とを他の方法で教えられていたということが証明された場合は、これをもって免除することはできない。

(競技後検査セッションにおける出頭の期限)

(14) 検査を受けるべき各競技者は、競技終了後可及的速やかにかつ 30 分以内に、ドーピング・コントロール施設に自身で出頭しなければならない。競技者が公式式典に出席する場合、または規則の規定下に出席を求められて記者会見に出席する場合、期限は式典終了後、または記者会見への出席が必要なくなってから、どんなに遅くとも 30 分とする。

(15) 競技を棄権した競技者は、順位を与えられる最終競技者がフィニッシュしてから 30 分以内に出頭しなければならない。

(16) 同日中に他の競技に参加しなければならない競技者は、上記の期限内に、他の競技の終了後に検体採取を受けることについてのドーピング・コントロール・オフィサーの許可を求めることができる。ドーピング・コントロール・オフィサーは、検査をすぐに行うべきであるか、他の競技後に行うべきであるかを決定する。

(競技後検査セッションにおける報告)

(17) 各競技後検査において、ドーピング・コントロール・オフィサーは、検査が当アンチ・ドーピング規則と手続ガイドラインに従っていたことを証明し、観察した異常について記した報告書を作成しなければならない。

(検体の分析)

23. 7. (1)の目的のため検体は、WADA 公認分析機関さもなければ WADA が承認した機関にのみ送付しなければならない。

(結果の管理)

24. 国内競技大会における競技会時検査の結果管理は JADA による。

(暫定的資格停止)

25. JADA より暫定資格停止についての通知があった場合、JCF/JPCF は JCF 規則第 36 条の規程に従い適切な措置を行なうものとする。

(規律手続)

26. 24. (結果の管理)により違反が発生した可能性があると考えられた場合には、当該事件は日本ドーピング防止パネルに委ねられる。

(制裁措置)

27. 国内競技大会における競技会時検査の制裁措置は JADA 規程による。

(チームに対する制裁措置)

28. チーム競技においては、JADA による制裁措置に加えて以下の措置を行なうものとする。

(1) チーム・パーシュート、チーム・タイムトライアル等のチーム競技においては、競技者がチーム・メンバーとして参加したチーム競技に関連してアンチ・ドーピング規則違反を犯したことを発見された場合、そのチームをその競技から失格としなければならない。UCI アンチ・ドーピング規則条項 289.2a または 3、または条項 290 により、同じ競技大会の

他の競技において競技者が失格となった場合、その競技者がメンバーであったいかなるチームも、構成を変えたり構成から外したりしても、その競技者と同じ競技から失格とする。

(守秘義務および一般情報開示)

29. 情報：

当アンチ・ドーピング規則に基づく義務を履行するに当たり、JCF/JPCF は、ライセンス所持者およびその他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工しまたは開示することができる。

30. 守秘義務：

ドーピング・コントロールにおいて何らかの業務を行う者は、当アンチ・ドーピング規則により通知または公開することが要求されていない個々の事件に関するあらゆる情報について、秘密を厳守し なければならない。こうした守秘義務に対する違反には、JCF 資格委員会が定める罰金が科せられる、もしくは JPCF 理事会にてペナルティが決定される。JCF 資格委員会/JPCF 理事会は、同会が定める期間、対象者の指定業務への参加を停止させることもできる。

(薬物治療)

31. JCF/JPCF が指定した競技大会においては、チームまたはクラブの医師は、各競技者が服用しているすべての医薬品とその用量ならびに競技前 72 時間以内に競技者が受けた可能性のある薬物療法のリストを作成する義務を有する。これを行わない場合には、そのチームは競技参加の資格を失う。